

第 5 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和5年11月13日午前9時30分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎5階農業委員会室に招集した。

出席委員（24名）

1 番 岡 田 幸 一	2 番 松 橋 裕 子	3 番 笹 沼 恭 一
4 番 市 村 正 司	5 番 安 藏 久 男	6 番 飛 田 信 広
7 番 小松崎 陽 子	8 番 一 木 克 昭	9 番 安 邦 弘
10 番 皆 川 晃	11 番 吉 澤 勇	12 番 大 圖 金 雄
13 番 軍 地 美 代	14 番 渡 邊 京 子	15 番 外 岡 健 寿
16 番 雨 貝 裕	17 番 関 成一	18 番 高 安 幸 一
19 番 雨 谷 克 己	20 番 深 谷 泉	21 番 今 関 征 一
22 番 浅 井 紘 一	23 番 加 倉 井 幸 夫	24 番 高 橋 基

欠席委員 なし

事務局

事 務 局 長	吉 川 正 浩	次 長	久 米 茂
副 参 事 兼 次 長 補 佐 兼 調 査 広 報 係 長	岩 間 雅 徳	農 地 係 長	谷 津 知 一
農 地 係	塚 田 一 平	農 地 係	野 村 俊 貴
農 政 係	青 木 貴		

内 容

1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第4号 土地現況証明願に対する承認について
- 議案第5号 農地法の運用に基づく非農地判断について
- 議案第6号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について

2. 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について

- 報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の通知について
- 報告第 5 号 制限除外の農地の移動届について
- 報告第 6 号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について
- 報告第 7 号 転用事実証明の発行について
- 報告第 8 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

会 議 の 概 要

事務局 それでは皆様、おはようございます。

定刻前ではございますが、皆様おそろいですので、ただいまから総会を開会したいと思います。

会長、それではよろしく願いいたします。

会 長 おはようございます。

令和5年11月3日の新聞記事に、元市長であった岡田広さんの旭日重光章叙勲の記事が出ておりました。

岡田広さんについては、39歳のときに県議会議員2期、それから水戸市長3期、そして参議院議員4期と足かけ47年間政治に携わったわけで、水戸市長時代を含めると半世紀にわたる50年間、政治に携った方であります。

今回の水戸市議会の推薦によりまして、水戸名誉市民、そして胸像が完成されました、それと旭日重光章のお祝いということでプラザホテルで祝賀会がございました。農業委員の皆様方にも何人か出席をいただきまして、ありがとうございました。

彼の功績は言うまでもありませんが、本当に身近な良き政治家ということで、濃く我々農業委員会としても大変お世話になったわけです。そんなことで彼の功績をこれからも尊敬したいと思います。

それから、本日の会議が始まる前に会長室でお話ししていたんですが、何といても太陽光発電設備、これが当初の10年前からは随分様相が変わりまして、今、大手電力会社がなかなかスムーズに買ってくれないとのことです。東京電力はないのですが、中部、四国、関西は電力会社の都合で受入れできないということもあります。

受入先は当初、日本では176社の電力の買い取る会社があったわけですが、今はかなり少なくなっておりますが、そこに間に入って買ってもらえるから当座の問題はないとは思いますが、今後やはり太陽光発電設備はまだまだ設置が進むわけでありまして。そうなるとうち農業委員会としては、農業委員との地元の住民との摩擦ができてくるわけでありまして、今後については、県のガイドラインはあるにはあります。でも、それぞれ市町村のスタイルも違うし、早めに我々水戸市農業委員会としても、水戸市の皆様方が使えるようなガイドラインをつくってまいりたいと思っておりますので、皆様方にもご協力をよろしく願いいたします。

議 長 それでは、ただいまから第5回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は全員です。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出につきましてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 ただいま議長一任との声がございましたが、議長が指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。

8番の一木克昭委員、そして9番の安邦弘委員、よろしく願いいたします。

初めに、議案の訂正がありますので、事務局から説明をさせます。

事務局 議案の訂正がございますので、お手元の第5回総会、訂正表と記載された用紙をご覧ください。

訂正案件は、議案書の3ページの下から2段目になります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可についての第12項です。

訂正内容は、資料のとおり、受人の名字が誤っておりました。お詫びして訂正いたします。

説明は以上でございます。

議長 次に、審議総括表について事務局から説明をさせます。

事務局 第5回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が24件、農地法第4条の審議案件が2件、農地法第5条の審議案件が30件、土地現況証明が1件でございます。報告事項としまして、農地法第3条の3の届出が7件、農地法第4条の届出が6件、農地法第5条の届出が13件、農地法第18条第6項の通知が3件、制限除外の農地の移動届が1件、登記官等からの地目確認照会が2件でございます。

審議案件、報告事項を合わせまして89件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議長 審議に入ります前に、私の担当地区については、関係委員として意見できませんので、調査の上、代理発言を17番、関成一委員にお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項と第2項は関連がございますので、まとめて上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第1項と第2項は関連がありますので、併せてご説明いたします。

第1項、第2項ともに契約内容は売買であります。受人は、経営規模拡大のため、申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 13番、軍地です。

調査検討しましたところ、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項と第4項と第5項は、関連がございますので、まとめて上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項、第4項及び次のページ最上部の第5項は関連がありますので、併せてご説明いたします。

第3項、第4項、第5項ともに、契約内容は贈与であります。受人は、自作地に近接し、耕作に便利のため、申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 13番、軍地です。

調査検討しましたところ、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 13番、軍地です。

調査検討しましたところ、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項と第8項は関連がございますので、まとめて上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項と第8項は関連がありますので、併せてご説明いたします。

第7項、第8項ともに、契約内容は売買であります。受人は、経営規模拡大のため、申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 13番, 軍地です。

調査検討しましたところ, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第9項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 13番, 軍地です。

調査検討しましたところ, 法令に照らし許可相当と思われますので, 皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第10項と第11項は関連がございますので, まとめて上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第10項と第11項は関連がありますので、併せてご説明いたします。

第10項、第11項ともに、契約内容は贈与であります。受人は、自作地に近接し耕作に便利のため、申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。

調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われるので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次、第12項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第14項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 18番、高安です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

す。

次に、第15項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第15項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8番、一木です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議をよろしく
お願いしま。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第16項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第16項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると
考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 23番、加倉井です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議よろしくお願
いしま。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第17項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第17項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第18項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第18項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨貝委員 16番、雨貝でございます。

調査検討をした結果，法令に照らして許可相当と思われますので，皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第19項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第19項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4番，市村でございます。

この案件につきまして調査検討をしたところ，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第20項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第20項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4番, 市村でございます。

この案件につきまして調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われるので, ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「議長」の声あり)

議 長 高橋委員, どうぞ。

高橋委員 確認させてもらいたいんですが, 24番, 高橋です。

水田の関係で, 今, 常澄地区で基盤整備の中では1反歩50万, 金額については農業委員会で触れるところではないということなのですが, この金額がべらぼうなものですから, 事務局には, ここで審査の中で何を作るのかという申請があったのかどうかの確認と, あと, 農地パトロールの中で重点的にこういったところを毎年やることになっていきますので, そういったところをチェックしていただきたいなということと, 事務局へはこういった売買の記録が調査で使う野帳に載るのかどうか, 農政課から来ている使用貸借等については何年度, 誰々にあるという記録が残るのですが, こういった売買の記録というのが出てきていますか。なければ, そういったのを今度, 野帳のほうに加えていただきたいという, その3点だけ質問です。

この案件に異議があるわけではないのです。

議 長 今の高橋委員についての回答をお願いします。

事務局 まず, 今の売買の記録というのは, 野帳には, 今回も農地法3条の申請なら農地法3条の申請がいつだった, 転用がいつだったということで記録はしていきます。

この金額につきましては, 先ほどおっしゃったようにお互いの話合いでの金額なものですから農業委員会ではどうしようもありません。

あと, ここは水田となっていますが, 実際はもう深くて使えないということなので, 土を入れて, 畑にする計画だという話は聞いています。

高橋委員 その辺の経過説明がないものですから, 申し訳ありません, ひとつよろしくをお願いいたします。農地の保全という意味で, 質問させていただきました。

議 長 それでは, 次に行きましょう。

関係委員から許可相当とのご意見でございますが、皆様方いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第21項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第21項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 22番、浅井です。

調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われます。審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第22項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第22項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 22番、浅井です。

この案件についても調査検討した結果，法令に照らして許可相当と思われませんが，審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第23項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第23項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番，外岡です。

この案件につきまして調査検討をしたところ，法令に照らし許可相当と思われまして。皆様方のご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第24項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第24項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番, 外岡です。

この件につきましても調査検討をしたところ, 法令に照らし許可相当と思われます。
皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。
まず第1項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 宅地
や高速道路に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と思
料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番, 安です。

調査検討した結果, 法令に照らして許可相当だと思われますので, 皆様のご審議よ
ろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが, 内容は議案書のとおり是正するため, 始末書を添えて

の申請でございます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言になります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われるとのことです。ご審議
願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。
第1項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分
は第2種農地と区分と史料されます。

なお、建築指導課に、開発許可の申請があり、許可見込みとの回答を得ております。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。

調査検討した結果、法令に照らして許可相当だと思われるので、皆様のご審議を
よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
すが、3,000平方メートル以上なので、県農業会に諮問いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことですので。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたしますが、3,000平方メートル以上なので、県農業会に諮問いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、市街化区域に近接した小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。

調査検討した結果、法令に照らして許可相当だと思われますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたしま

す。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、土地改良区域内の農地であることから、農地区分は第1種農地と史料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま

す。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。

調査検討した結果、法令に照らして許可相当だと思われま

す。議長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま

す。次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、議案発送時には建築指導課に開発許可の申請がありませんでしたが、開発許可の申請がされ許可見込みであるとの回答を得ています。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番，皆川です。

調査検討をしたところ，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。

申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番，関です。3番，笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当とのことです。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。

申請地は，宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま

す。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのこと。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま

す。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのこと。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおり、一時転用申請でございます。

申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま

す。なお、転用期間は3年間であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番, 関です。3番, 笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当とのこと。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第13項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第13項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。

申請地は, 公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから, 農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 23番, 加倉井です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議よろしくお願
いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第14項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第14項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。

申請地は, 公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから, 農地区分
は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 23番，加倉井です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議よろしくお願
いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第15項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第15項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。

申請地は，宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は
第2種農地と思料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ており
ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番，関です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第16項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第16項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われれます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第17項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第17項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われれます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第18項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第18項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第19項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第19項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。

申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行令第11条第1項第1号イの例外規定に該当すると思われま。

なお、転用期間は6か月であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。

調査したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第20項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第20項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

雨谷委員 19番、雨谷克己です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第21項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第21項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、常磐自動車道インターチェンジからおおむね300メートルにある農地であることから、農地区分は第3種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

雨谷委員 19番、雨谷克己です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第22項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 22項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

(「異議なし」の声あり)

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番、雨谷克己です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第23項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第23項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4番, 市村です。

この案件につきまして調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われるので, ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第24項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第24項でございますが, 内容は議案書のとおり, 一時転用申請でございます。

申請地は, 農振農用地でございますが, 農地法施行令第11条第1項第1号イ及びロの例外規定に該当すると思われま。

なお, 転用期間は9か月であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

渡邊委員 14番, 渡邊です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われるので, 皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第25項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第25項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 22番，浅井です。

調査検討した結果，法令に照らして許可相当と思われま。ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第26項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第26項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。

申請地は，宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 22番，浅井です。

この件についても調査検討した結果，法令に照らして許可相当と思われま。ご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に、第27項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第27項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 20番、深谷です。

調査検討の結果、隣接する農地の所有者にも事業の説明等がなされており、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第28項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第28項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地や高速道路に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 20番、深谷です。

この案件に関しましても許可相当と思われますので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第29項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第29項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番、外岡です。

この件につきまして調査検討をしたところ、法令に照らし許可相当と思われま
ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第30項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第30項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分
は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ており
ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番, 外岡です。

調査検討をしたところ, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議よろしく願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 議案第4号 土地現況証明願に対する承認についてを上程します。

事務局から説明をさせます。

事務局 それでは, 皆様, お手元でございます別紙1と書かれた資料をご覧ください。

議案第4号 土地現況証明願に対する承認についてでございます。

第1項 森戸町の畑2,212平方メートルの土地につきまして, 土地現況証明願いが
あり, 農業委員3名で現地調査をした結果, 転用目的のとおりであることを確認でき
ましたので, 証明を可とするものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 ただいま事務局から説明ありましたが, ご意見, ご質問等がございましたら
お願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは, 承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 承認することに決定
いたします。

議案第5号 農地法の運用に基づく非農地判断について上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 お手元の資料, 別紙2をご覧ください。

議案第5号 農地法の運用に基づく非農地判断についてご説明をいたします。

農地の非農地判断につきましては, 今年10月の荒廃農地パトロール, 現況調査にお
きまして, 森林化の様子を呈しており, 農地に復元には困難である, また周辺の状況

から見て、農地に復元しても継続して利用することは困難であると地区の担当農業推進委員が判断されたわけでございます。

今回、これらの土地につきまして、農地法の運用に基づく非農地にすることについて承認を求めるものでございます。

今回ご審議をいただき、非農地に該当すると、承認をいただいた場合には、その所有者に対して非農地通知書を、また法務局等の関係機関に対し非農地通知書一覧表を送付いたします。

説明は以上でございます。

議 長 ただいま事務局から説明ありましたが、該当する筆の関係委員からの意見を聞いて、判断をしたいと思えます。

高安委員 18番、高安です。

1番から46番までの農地、結構多いのですが、現地は森林化の様子を呈しており、農地に復元することは困難であるため、非農地が妥当と思われまますので、皆様の御審議をお願いいたします。

議 長 ただいま関係委員から非農地が妥当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、非農地とすることに決定いたします。

次に、議案第6号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程します。

この中に3名の委員に関係する案件があります。

まず初めに、雨貝裕委員に関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いします。

(雨貝裕委員一時退席)

議 長 それでは、事業担当課から先行して説明をさせます。

事業担当課 農政課の木村より御説明させていただきます。

お手元の資料別紙3をご覧ください。

今回、資料のページ数が多いため、両面刷りとさせていただきます。

それでは、議案第6号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

雨貝裕委員に係る利用権設定用地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、利用集積計画一覧の6ページ、46番、32ページ、254、255番、36ページ、283番の4筆でございます。こちらは全て田で、新規設定7,909平米、設定期間は10年間、設定者1名、取得者1名でございます。利用権設定日は、令和5年12月1日を予定しております。

こちらの筆については、農地中間管理事業を活用した貸し借りであるため、借りては茨城県農林振興公社となっております。また、転貸先情報につきましては、44ページ以降に記載がございますので、各自でご確認願います。

なお、補足になりますが、こちらの転貸先情報に記載されている農業者の氏名の後ろに、数字の2が記載されている場合があります。例えば、44ページ、19番の方でございます。大変申し訳ありません。こちらは貸借契約を区別するための事務上の数字になりますので、大変恐縮ですが読み飛ばしていただければと思います。

以上につきまして、農業経営基盤強化促進法に定める各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては、以上でございます。

議 長 事業担当課から説明ありましたが、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、雨貝裕委員に着席を求めます。

(雨貝裕委員着席)

議 長 それでは、次に高安委員に係る案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(高安幸一委員一時退席)

議 長 それでは、事業担当課から先行して説明をさせます。

事業担当課 高安委員に係る利用権設定農地につきまして、ご説明いたします。

対象農地につきましては、利用集積計画一覧の17ページ、133から135番の3筆でございます。こちらは全て田で、新規設定6,300平米、設定期間は7年間、または10年

間、設定者2名、取得者1名でございます。利用権設定日は、令和5年11月2日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法に定める各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては、以上でございます。

議 長 事業担当課から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、高安委員に着席を求めます。

(高安幸一委員着席)

議 長 次に、高橋委員に関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(高橋基委員一時退席)

事業担当課から先行して説明させます。

事業担当課 高橋委員に係る利用権設定農地につきまして、ご説明いたします。

対象農地につきましては、利用集積計画一覧の37ページ、290番、291番、38ページ、302番の3筆でございます。

こちらは全て田で、1,900平米、うち再設定が1,087平米、設定期間は10年間、設定者2名、取得者1名でございます。利用権設定日は、令和5年12月1日を予定しております。

なお、こちらの筆については、農地中間管理事業を活用した貸し借りであるため、借り手は茨城県農林振興公社となっております。

また、転貸先情報につきましては、44ページ以降に記載がございますので、各自でご確認をお願いいたします。

以上につきましては、農業経営基盤強化促進法に定める各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては、以上でございます。

議 長 事業担当課から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 では、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、高橋委員に着席を求めます。

(高橋基委員着席)

議 長 事業担当課から、続けて説明をさせます。

事業担当課 先ほどご承認いただきました利用権設定面積を除いた部分について説明いたします。

それでは、令和5年農用地利用集積計画書(案)の表紙の集計表にて内容を申し上げます。

表の1段目から4段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認をお願いいたします。

今回の設定面積の合計につきましては、先ほどご承認いただいた面積を除きますと、田が30万7,251平米、うち再設定が9万1,054平米、畑が2万4,288平米、うち再設定が1万926平米、設定者94名、取得者13名、うち再設定の設定者26名、取得者6名でございます。

利用権設定日は、借り手が農業者である場合は、令和5年11月20日、借り手が茨城県農林振興公社の場合は、令和5年12月1日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法に定める各要件を満たしていると考えます。

議案第6号につきまして、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定

いたします。

ここで担当者は退席します。

(事業担当者退席)

議長 次に、報告事項について事務局から説明をさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出とともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決による全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号、第5号、第6号、第7号、第8号につきましても、資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議長 以上をもちまして、第5回総会を閉会いたします。

ご審議をいただきまして、ありがとうございました。

閉会 午前10時25分